

令和7年草加市議会議会運営委員会要点記録（第15回）

◆開会年月日	令和7年9月22日（月曜日）																				
◆開催の場所	第3委員会室																				
◆出席委員	佐藤利器	委員長	木村忠義	委員	堀込彰二	副委員長	矢部正平	委員	森	覚	委員	吉岡健	委員	中島綾菜	委員	齐藤雄二	委員	平山杏香	委員	松井優美子	委員
◆欠席委員	なし																				

◆協議事項	1 市長追加提出議案について
	2 議事日程について
	3 その他
	* 委員長報告に対する質疑について＜発議者：矢部委員＞
	* 傍聴者への議長注意について＜発議者：齐藤委員＞

◆議事内容

午前9時28分開会

1 市長追加提出議案について

- ・第79号議案 草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

議案については、議会運営委員会終了後、SideBooksにて配付させていただく。

○上程時期 → 本日の開議後直ちに上程することを決定

○質疑通告 → 発言通告の締め切りに関するお知らせ送付後から本日の本会議終了30分後まで受け付けることを決定

※発言通告の締め切りについては、議会運営委員会終了後、LINEWORKSのトークにてお知らせさせていただく。

→ 了解

○質疑時間 → 答弁を含め80分以内とすることを決定

○質疑時期 → 9月25日（木）の市政に対する一般質問終了後とすることを決定

○委員会付託 → 省略することを決定

なお、市長追加提出議案に対する質疑通告があった場合は、発言通告者数及び通告時間の確認について再度御協議いただくため、9月25日（木）の本会議開議前に議会運営委員会を開催いただきたい。 → 了解

2 議事日程について

- ・別紙議事日程のとおり → 別紙のとおりとすることを決定

3 その他

- (1) 議会運営に関する申し合わせ事項について

開会日に議会改革特別委員長から「議会動画の配信については、4年程度の経費のかからない範囲で録画放映の期間を延長することを決定した。」と中間報告があったことから、議会運営に関する申し合わせ事項を変更する案文について確認いただきたい。

また、現在は令和5年度以降の録画分が配信されており、今後は1年分で消さず、おおむね4年分を配信する。

案文については、別紙のとおり。

→ **議会改革特別委員長中間報告に合わせた議会運営に関する申し合わせ事項については、案文のとおり改正することを決定**

なお、成文については、SideBooks内の申し合わせを決定後の申し合わせに差し替えさせていただく。 → **了解**

* 委員長報告に対する質疑について

※「開会日の議会改革特別委員長中間報告に対する質疑において、質疑時間及び回数に制限がないとのことだったので、質疑時間及び回数を決めた方がよいのではないかと。また、委員長報告に対して質疑を行う場合は、委員会として結論が出ている事項に対して質疑をするべきではないかという意見が会派であった。」<矢部委員>

※「矢部委員の意見について、各会派の意見を伺いたい。」<佐藤委員長>

※「結論が出ていない事項に質疑をすることは、議員としての資質の問題もあるかもしれない。会派に持ち帰り検討したい。」<吉岡委員>

※「議員個人のモラルの問題だと思うが、委員長報告に対する質疑時間などについては、今まで協議がされていないと聞いているので、会派に持ち帰り検討したい。」<森委員>

※「質疑を行う権利はあると思うので、それ自体は悪いことではない。議員個人のモラルの問題なので、議会運営委員会で協議する問題ではないのではないかと。」<斉藤委員>

※「会派に持ち帰り検討したい。」<中島委員>

※「各会派に持ち帰り検討するという事でよいか。」<佐藤委員長>

※「それでよい。」<全委員>

→ **委員長報告に対する質疑における、質疑時間及び回数などの制限については、一度各会派に持ち帰って、改めて協議することを決定**

* 傍聴者への議長注意について

※「先日、議員の質疑中に傍聴席から拍手ややじがあったが、議長注意がなかった。今後同じようなことが起こった場合には、議長注意をお願いしたい。」

<斉藤委員>

※「とっさの場合でも対応できるよう準備しておく。」<武田事務局長>

午前9時36分閉会

- ・ 市長追加提出議案
- ・ 議事日程
- ・ 議会運営に関する申し合わせ事項（案）一部抜粋

議会運営委員会協議事項

令和 7 年 9 月 2 2 日（月）

午前 9 時 3 0 分 第 3 委員会室

1 市長追加提出議案について

- ・ 第 7 9 号議案 草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

議案については、議会運営委員会終了後、SideBooksにて配付させていただく。

- 上程時期 本日の開議後直ちに
- 質疑通告 発言通告の締め切りに関するお知らせ送付後から本日の本会議終了 3 0 分後まで
※発言通告の締め切りについては、議会運営委員会終了後、LINEWORKSのトークにてお知らせさせていただく。
- 質疑時間 答弁を含め 8 0 分以内
- 質疑時期 9 月 2 5 日（木）の市政に対する一般質問終了後
- 委員会付託 第 7 9 号議案については、内容が家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の条文の所要の整備であるため、省略とすることによろしいか。

なお、市長追加提出議案に対する質疑通告があった場合は、発言通告者数及び通告時間の確認について再度御協議いただくため、9 月 2 5 日（木）の本会議開議前に議会運営委員会を開催いただきたい。

2 議事日程について

- ・ 別紙議事日程のとおり

3 その他

(1) 議会運営に関する申し合わせ事項について

開会日に議会改革特別委員長から「議会動画の配信については、4 年程度の経費のかからない範囲で録画放映の期間を延長することを決定した。」と中間報告があったことから、議会運営に関する申し合わせ事項を変更する案文について確認いただきたい。

また、現在は令和 5 年度以降の録画分が配信されており、今後は 1 年分で消さず、おおむね 4 年分を配信する。

案文については、別紙のとおり。

なお、成文については、SideBooks内の申し合わせを決定後の申し合わせに差し替えさせていただく。

令和 7 年 9 月 4 日 招 集

追加提出議案

草加市議会 9 月 定例会

議 案 目 次

第 7 9 号議案 草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等 の一部を改正する条例の制定について……………	1
--	---

第 7 9 号議案

草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部
を改正する条例の制定について

草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 1 9 日提出

草加市長 瀬 戸 百合子

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係条例の条文の
所要の整備を行う必要を認めた。

これがこの条例案を提出する理由である。

草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部
を改正する条例

(草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(草加市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 草加市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(草加市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 草加市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

参 考 資 料

草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を改正する条例の新旧対照表

(草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

旧	新
(虐待等の禁止) 第 1 2 条 地域型保育事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第 3 条の 1 1 0 に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第 1 2 条 地域型保育事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第 3 条の 1 1 0 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(草加市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

旧	新
(虐待等の禁止) 第 1 2 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第 3 3 条の 1 1 0 に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第 1 2 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第 3 3 条の 1 1 0 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(草加市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

旧	新
(虐待等の禁止) 第 2 5 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子ども	(虐待等の禁止) 第 2 5 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子ども

もに対し、児童福祉法第33条の10に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	もに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（<u>幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号</u>）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
---	--

令和 7 年 草 加 市 議 会 9 月 定 例 会
議 事 日 程（第 1 9 日）

令和 7 年 9 月 2 2 日（月曜日）

午 前 1 0 時 開 議

- 1 開 議
- 2 市長追加提出議案の報告及び上程
- 3 市長追加提出議案の説明
- 4 市政に対する一般質問
- 5 次会日程報告
- 6 散 会

議会運営に関する申し合わせ事項（案）一部抜粋

（令和 7 年 月 日）
（議会運営委員会 決定）

17 本会議及び委員会のインターネット放映について

- （1）本会議及び委員会のインターネット放映は、ライブ中継と録画放映を行うこととする。
- （2）録画放映は、収録後 3 日以内（土日祝日を除く）を原則に放映を開始する。
- （3）録画放映する会議は、おおむね過去~~1~~4年分とする。